

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第65号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年12月23日 20時00分ごろ
発生場所	石川県金沢港の金沢港西防波堤 石川県金沢市所在の金沢港西防波堤灯台から真方位355° 100m付近 （概位 北緯36° 38.7′ 東経136° 36.0′）
事故等調査の経過	平成26年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二吉恵丸、6.6トン IK2-5718（漁船登録番号）、個人所有 第244-21638号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船首外板及び球状船首に凹損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、金沢港北西方沖で漁を終えて金沢港に向けて南東進中、船長が、椅子に腰を掛け、GPSプロッターに指定した位置に自動で向首する機能を使用し、金沢港内の適当な位置を指定して自動操舵により、約13ノットの速力で航行していた。</p> <p>船長は、金沢港西防波堤（以下「本件防波堤」という。）に近づき、間もなく手動操舵に切り替えようと思っていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>船長は、操舵室の床に座って仮眠をしていた甲板員が、目を覚まして異変に気付き、声を上げたので、目を覚まし、本件防波堤が目前にあることに気付いて変針しようとしたものの、自動操舵を解除することに手間取り、平成25年12月23日20時00分ごろ本船が本件防波堤北端に衝突した。</p> <p>船長は、機関を停止して本船の損傷を調べたところ、航行に支障はないものの、上架して修理する必要があると思い、本船は、自力で航行して金沢港所在の造船所に入渠した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 高潮時、潮高 約0.2m
その他の事項	船長は、約20時間、不眠で漁を行っていた。 本船は、居眠り防止装置を備えていなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、金沢港北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が、椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったことから、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、約20時間、不眠で操業を行っており、睡眠が不足し、疲労が蓄積していたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、金沢港北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が、椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったため、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中も適宜に休息をとること。